

明和町手話言語条例

言語は、お互いの意思疎通を図り、人間が知識を蓄え、文化を創造する上で欠かすことのできないものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用できる環境が整えられていなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得られない、周囲とのコミュニケーションを取れないなど、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が音声言語と同等の言語として位置付けられましたが、いまだ手話に対する理解及びその普及は、十分とはいえない状況にあります。

ここに、手話が言語であるという認識に基づき、手話の理解に努め、手話を使って安心して暮らすことができ、お互いに助け合い、支え合うことができる明和町を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての人々が共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話の理解及び普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有し、その権利を最大限尊重することを基本として、行わなければならない。

（町の責務）

第3条 町は、基本理念にのっとり、手話を必要とする者が安心して生活し、社会参加することができるよう、手話に関する施策を推進するものとする。

（町民の役割）

第4条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町の施策に協力するとともに、手話を使用しやすい環境の構築に努めるものとする。

（施策の推進）

第5条 町は、次に掲げる手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話の啓発及び手話に触れる機会の拡大を図るための施策
- (2) 手話を学ぶ機会の確保を図るための施策
- (3) 手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策
- (4) 手話を使いやすい環境の構築のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、手話に関して町長が必要と認めるもの
(財政措置)

第6条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。